

大月市 第4期障害福祉計画 (案)

【平成27年度～29年度】

大 月 市

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画策定の対象者.....	3
4 計画の期間.....	3
第2章 障害のある人の現状	4
(1) 各手帳の交付状況.....	4
(2) 身体障害者手帳所持者の状況.....	5
(3) 療育手帳所持者の状況.....	7
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況.....	8
(5) 就園・就学・就労の状況.....	9
(6) 難病患者の状況.....	14
第3章 計画の基本方針	15
1 計画の基本的な考え方.....	15
(1) 計画の基本理念.....	15
(2) 基盤整備に関する基本的な視点.....	16
2 障害福祉サービスの数値目標.....	17
(1) 施設入所者の地域生活への移行.....	17
(2) 福祉施設から一般就労への移行.....	18
(3) 就労移行支援事業の利用者数等.....	18
第4章 計画の内容	19
1 障害福祉サービス等の見込み量と今後の方策.....	19
(1) 訪問系サービス.....	19
(2) 日中活動系サービス.....	21
(3) 居住系サービス.....	27
(4) 相談支援.....	29
(5) 児童福祉法に基づく障害児支援サービス.....	31
2 地域生活支援事業の見込み量と今後の方策.....	34
(1) 地域生活支援事業の概要.....	34
(2) 必須事業.....	35
(3) その他の事業.....	43
第5章 計画の推進体制	48
計画の進行管理と評価.....	48

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

大月市は、『障害者基本法』に規定された「大月市第3次障害者福祉計画（平成25年度策定）」と、『障害者自立支援法』に規定された「大月市第3期障害福祉計画（平成23年度策定）」の両計画に基づいて、“ともに生きる喜びを共有できるまち・おおつき”を基本テーマにして、住み慣れた地域で、障害のある人もない人も地域で支えながら生活する共生社会を目指して、障害のある人の自立と社会参加の促進や、障害福祉サービスの充実などの、障害者施策を推進しています。

「大月市第3期障害福祉計画」の最終年度が平成26年度であるため、引き続き、平成27年度から平成29年度の障害福祉計画として「大月市第4期障害福祉計画」を策定します。

この計画は、『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）』に基づき、「すべての国民が、障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである。」という理念のもと、障害福祉サービスの数値目標の設定や各年度のサービス需要を見込むとともに、障害福祉サービスの提供体制の確保や推進のための方策を定めるものです。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

<平成25年4月1日施行>

（市町村障害福祉計画）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- (2) 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の支援ごとの必要な量の見込み

(3) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- (1) 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- (2) 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

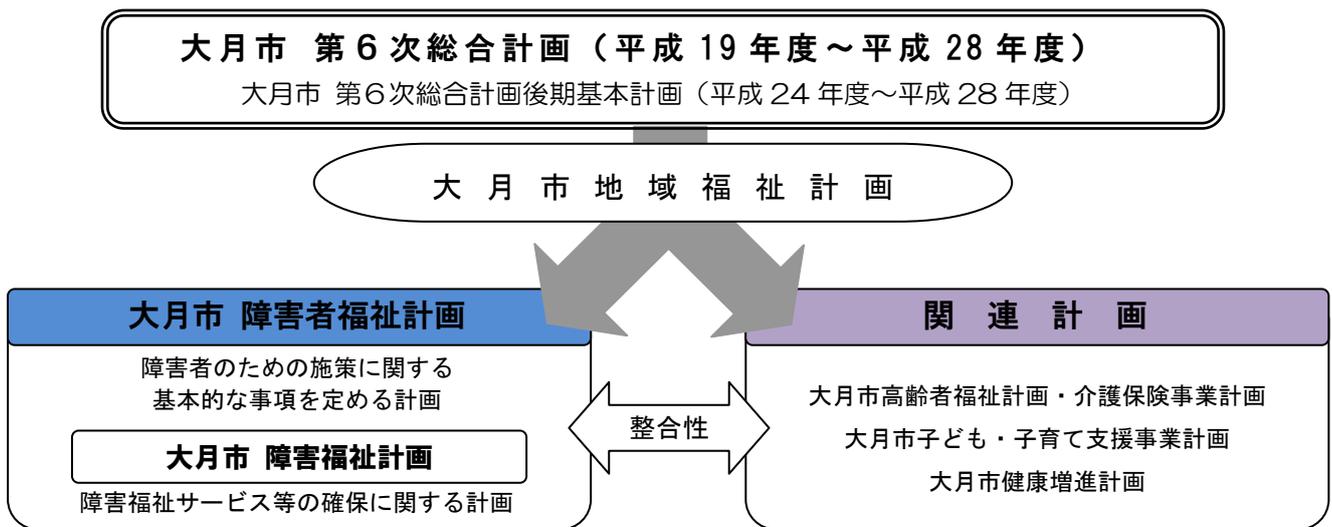
6 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七十条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

（以下省略）

2 計画策定の位置づけ

「大月市障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条の規定に基づく障害福祉サービス等に関する市町村障害福祉計画であり、国及び山梨県の計画と整合性を図り、大月市が進めていく障害者施策の基本方向や目標を総合的に定めた大月市第3次障害者福祉計画を踏まえて、市の実情を勘案した計画的な障害福祉サービスの提供体制の確保や推進を図る3年間の実施計画です。

また、「大月市第6次総合計画」を上位計画とし、福祉分野における他の個別計画の関連分野における施策との連携を図りながら推進します。



	大月市 第3次障害者福祉計画	大月市 第4期障害福祉計画
根拠法令	障害者基本法 第11条第3項	障害者総合支援法 第88条
位置づけ	障害者のための施策に関する基本的な事項を定める計画	障害福祉サービス等の確保に関する計画
計画の内容	<p>【基本テーマ】 ともに生きる喜びを共有できるまち・おおつき</p> <p>【基本目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 思いやりあふれる暮らしやすい共生のまちづくり ② すべての人が安心してうるおいある生活ができるまちづくり ③ だれもが自分らしくいきいきと活動できるまちづくり <p>*基本目標別に体系化し、“主要施策”を記載</p>	<p>【基本理念】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援 ② 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施 ③ 福祉施設入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備 ④ 相談支援体制の充実 ⑤ 障害児支援の提供体制の確保 <p>【サービス提供体制確保のための基本的な考え方】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 必要とされる訪問系サービスの保障 ② 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障 ③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点の整備 ④ 福祉施設から一般就労への移行等を推進 <p>*サービス別に、3年ごとの見込量と確保のための方策を記載</p>

3 計画策定の対象者

この計画の対象となる「障害者」とは、『障害者総合支援法』に規定された、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいいます。また、「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいいます。

4 計画の期間

市町村障害福祉計画は、3年ごとの計画策定が基本指針により定められています。「大月市 第4期障害者福祉計画」は、平成27年度～平成29年度を計画期間とします。

平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
大月市第2次障害者福祉計画 (平成15年度～平成24年度)				大月市 第3次障害者福祉計画 (平成25年度～平成34年度)				
大月市第2期障害福祉計画 (平成21年度～平成23年度)			大月市第3期障害福祉計画 (平成24年度～平成26年度)		大月市第4期障害福祉計画 (平成27年度～平成29年度)			
障害者自立支援法に伴う 新サービス体系への移行期間				新サービス体系				

第2章 障害のある人の現状

(1) 各手帳の交付状況

大月市の平成 25 年度末の障害者手帳の所持者数は 1,610 人で、その内訳は身体障害者手帳所持者が 1,150 人（71.4%）、療育手帳所持者が 264 人（16.4%）、精神障害者保健福祉手帳所持者が 196 人（8.21%）となっています。

平成 21 年度以降の人口の推移をみると、5 年間に 7% 減少しています。人口総数に対する手帳所持者比率は平成 25 年度に 6% となっていて、5 年間で 0.24 ポイント増加しています。

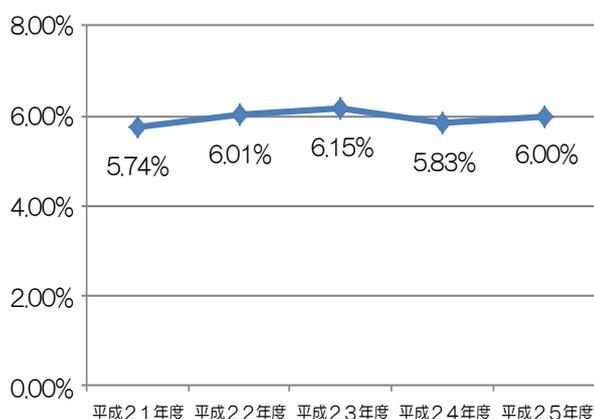
総人口に対する身体障害者手帳所持者は、ほぼ同じですが、療育手帳所持者率は、3.2% 増加していて、身体障害と重複している人もいます。精神保健福祉手帳の所持者は 5.4% の増加となっています。

【表 1-1 人口および身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳交付数の推移】

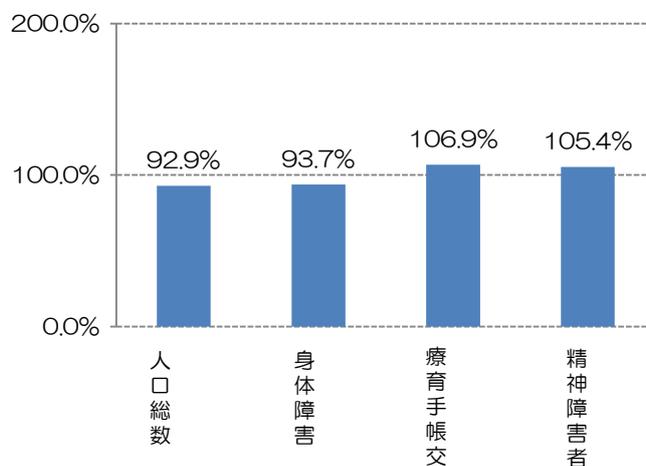
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
人口総数（人）	28,895	28,326	27,937	27,505	26,854
身体障害者手帳数（件）	1,227	1,249	1,254	1,151	1,150
人口総数に対する比率	4.25%	4.41%	4.49%	4.18%	4.28%
療育手帳数（件）	247	254	252	255	264
人口総数に対する比率	0.85%	0.90%	0.90%	0.93%	0.98%
精神障害者保健福祉手帳数（件）	186	200	213	197	196
人口総数に対する比率	0.64%	0.71%	0.76%	0.72%	0.73%
障害者総数（件）	1,660	1,703	1,719	1,603	1,610
人口総数に対する手帳所持比率	5.74%	6.01%	6.15%	5.83%	6.00%

資料：福祉課（年度末現在）

【図 1-1 人口総数に対する障害者比率の推移】



【図 1-2 人口総数及び各手帳交付数の比較】
（対 平成 21 年度）



人

※平成 24 年度に、既に死亡した方で手帳返還手続きを取っていない手帳所持者を職権削除しました。

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳の交付状況を障害種類別にみると、平成 25 年度の「肢体不自由」の構成比率が 47%で、全体の半数を占めています。「視覚障害」は 6%、「聴覚平衡機能障害」が 8%、「音声言語そしゃく機能障害」が 1.1%、「内部障害」は 37.8%となっています。

平成 21 年度からの障害別の推移をみても、「内部障害」は 27 人増加しており他の障害種別に比べ増加率が高くなっていて、心臓機能障害、腎臓機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害のある人が年々増えている傾向があります。

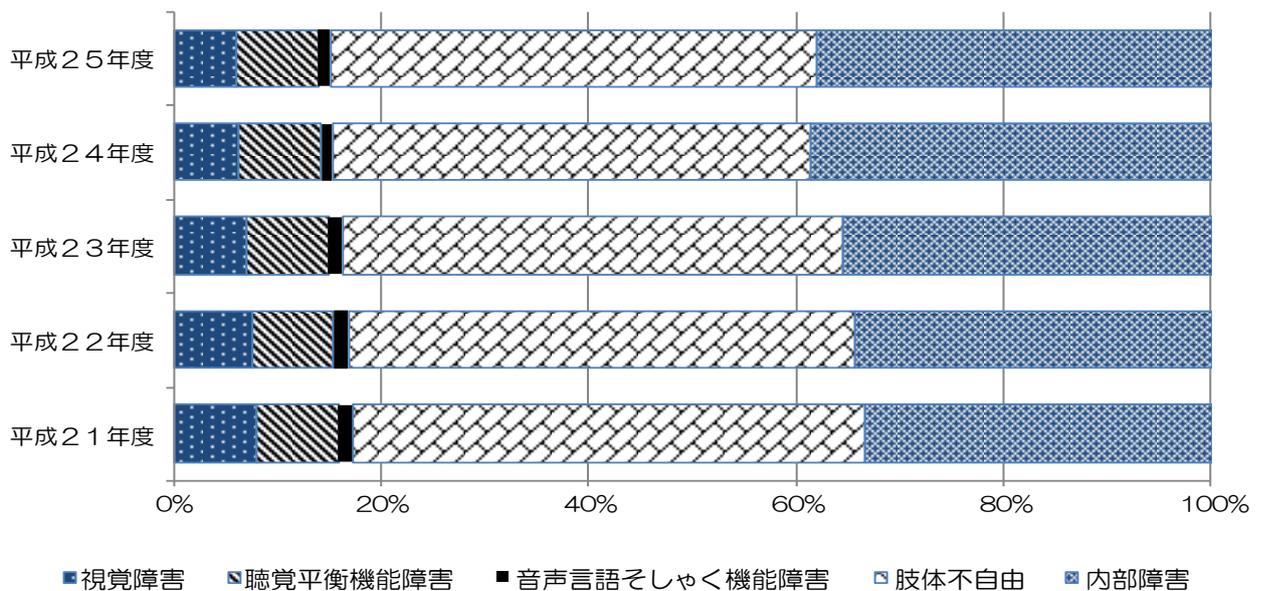
【表 2-1 障害種類別 身体障害者手帳の交付状況】

(人)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
視覚障害	99	96	88	73	70
聴覚平衡機能障害	96	97	100	91	91
音声言語そしゃく機能障害	18	18	17	13	13
肢体不自由	606	610	606	531	541
内部障害	408	428	443	443	435
計	1,227	1,249	1,254	1,151	1,150

資料：福祉課（年度末現在）

【図 2-1 障害種類別 構成比の推移】

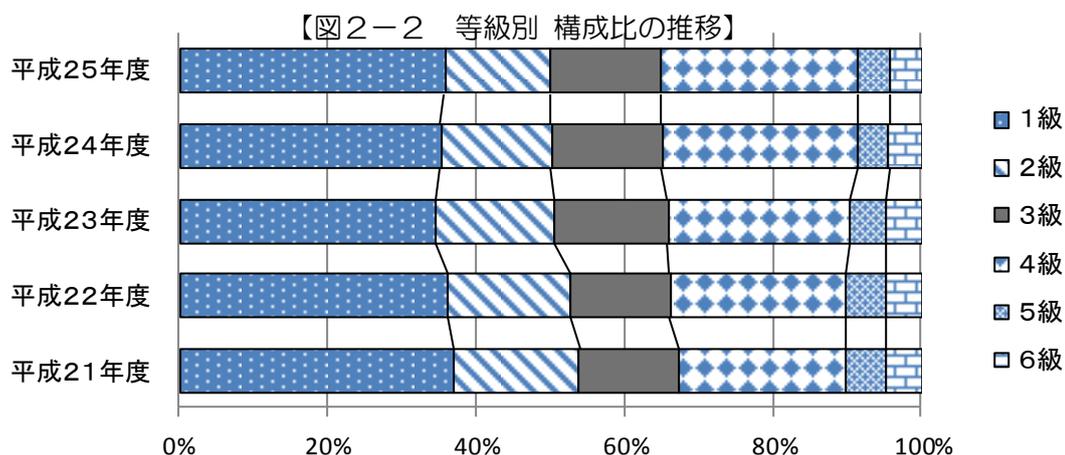


身体障害者手帳の等級別の構成比は、「1級」「2級」が全体の50%で、重度の方が半数を占めています。特に「4級」の方が平成21年度から比べると11%増加していて、平成25年度には全体の26.4%となっています。

【表2-2 等級別 身体障害者手帳の交付状況】 (人)

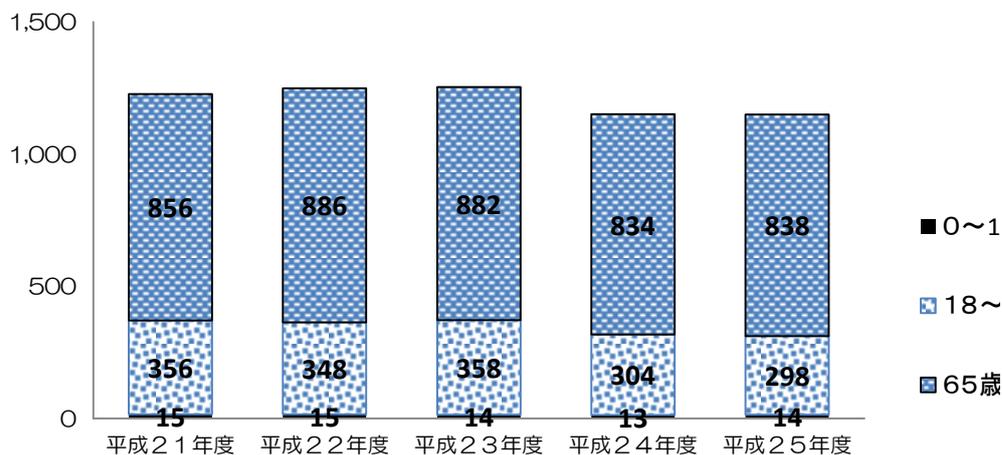
等級	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1級	453	453	434	407	413
2級	208	206	201	170	162
3級	166	168	192	172	171
4級	273	293	305	302	304
5級	67	68	62	49	50
6級	60	61	60	51	50
合計	1,227	1,249	1,254	1,151	1,150

資料：福祉課（年度末現在）



年齢層別にみると、65歳以上の方が73%を占めていて、高齢者の身体障害者手帳所持者が増加しています。

【図2-3 年齢層別 身体障害者手帳所持者数の推移】 (人)



(3) 療育手帳所持者の状況

療育手帳の所持者は毎年増加の傾向にあり、平成 21 年度と平成 25 年度を比較すると 17 人増加しています。

程度別にみると、平成 25 年度は「A」と「B」の割合がほぼ半数でとなっています。平成 21 年からの5年間の増加率は、「B」の中度・軽度の障害のある方が 6.9%高くなっていて、「B」の方が増加している傾向が伺えます。

【表3-1 程度別 療育手帳交付状況】

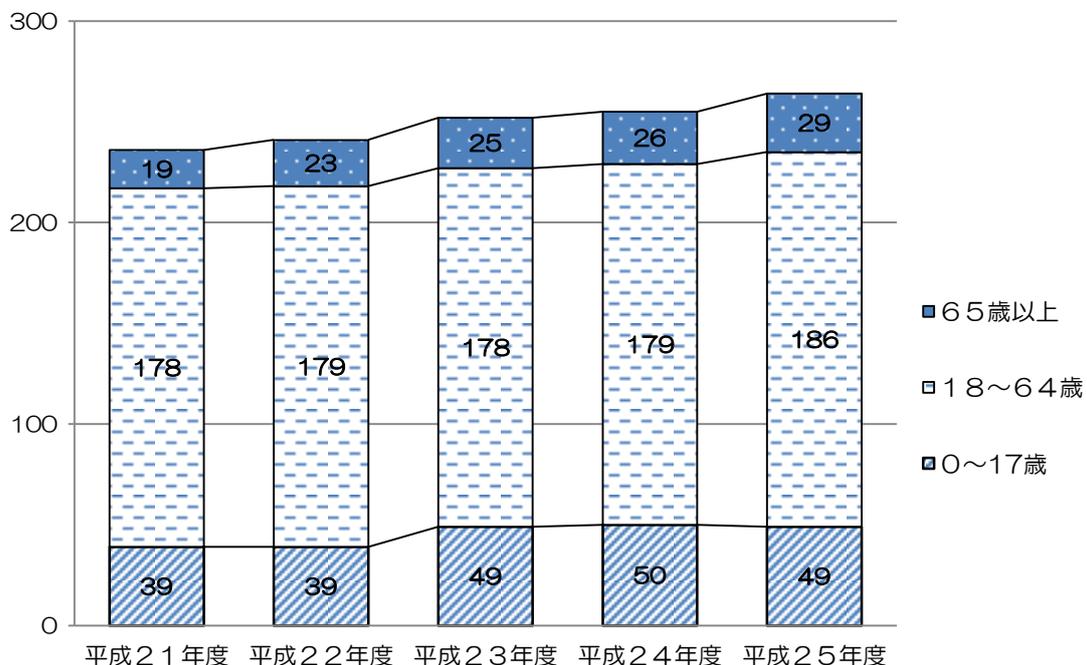
(人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
A (最重度・重度)	127	128	131	130	131
B (中度・軽度)	120	126	121	125	133
手帳所持者合計	247	254	252	255	264

資料：福祉課（年度末現在）

年齢層別にみると、いずれの年齢層も微増傾向ですが、65歳以上の方が増加していて、療育手帳所持者の高齢化が表れています。

【図3-1 年齢層別 療育手帳所持者数の推移】



(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳の平成 25 年度末所持者数は 196 人で、平成 23 年度から増加していませんが、等級別にみると「2 級」と「3 級」が増加傾向にあります。

「2 級」の手帳所持者は、全体の 65%となっています。

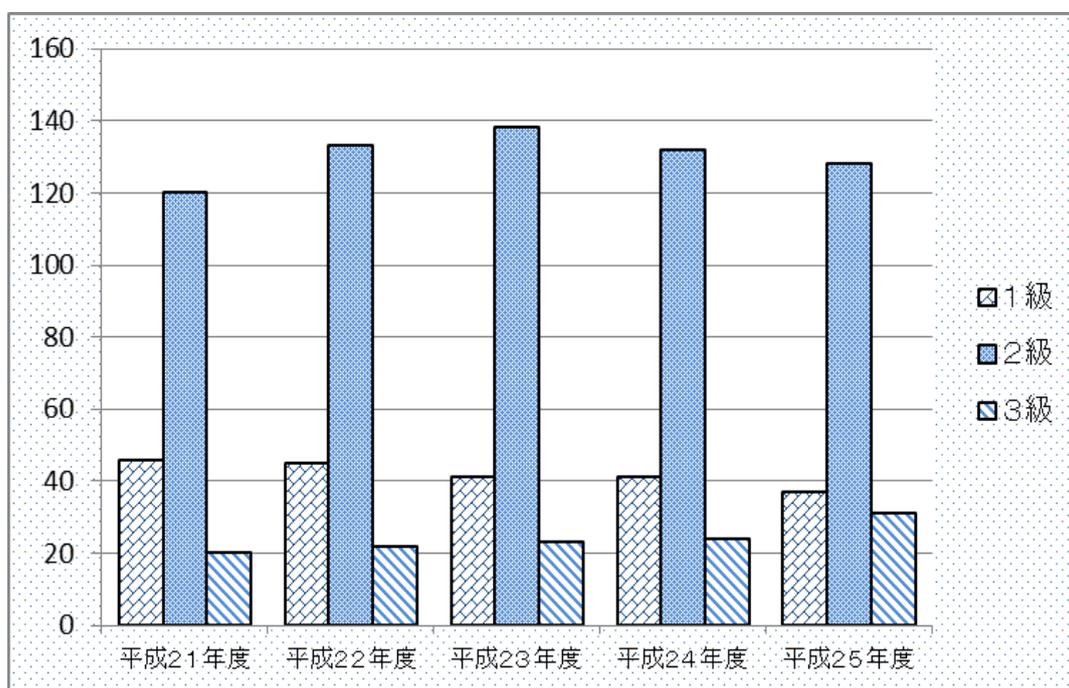
なお、自立支援医療（精神通院）受給者数は、平成 25 年度に手帳所持者数を上回る 263 人となっています。精神通院医療費の受給者は、年々増加傾向にあります。

【表 4-1 程度別 精神障害者保健福祉手帳交付状況】 (人)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1 級	46	45	41	41	37
2 級	120	133	138	132	128
3 級	20	22	23	24	31
手帳所持者合計	186	200	202	197	196

資料：福祉課（年度末現在）

【図 4-2 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の状況】



(5) 就園・就学・就労の状況

保育所の在籍児数は年々減少しています。障害のある児童については、公立・私立を合わせると、平成21年度と22年度は2人、23年度に3人、24年度と25年度は2人となっています。また、加配保育士については、障害のある児童数に合わせて配属されています。

【表5-1 保育所における障害児の在籍状況】

(人)

		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		公立	私立										
在籍児数	3歳未満	37	67	33	64	30	58	23	52	32	74	30	62
	3歳	28	52	38	37	31	45	35	38	20	36	27	41
	4歳以上	86	117	60	107	69	97	73	84	67	82	58	77
	計	151	236	131	208	130	200	131	174	119	192	115	180
在籍障害児数	3歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3歳	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0
	4歳以上	2	0	0	2	0	2	1	0	1	0	1	1
	計	2	0	0	2	1	2	2	0	1	1	1	1
加配保育士数	3歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	3歳	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
	4歳以上	1	0	0	1	0	2	1	0	1	0	0	0
	計	1	0	0	2	1	2	1	0	1	1	0	1

資料：福祉課（各年度5月1日現在）

幼稚園における障害のある児童は、平成21年度と平成22年度では在籍していませんでしたが、平成23年度、24年度は1人在籍しています。加配教諭数については、この5年間、配属されていません。

【表5-2 幼稚園における障害児の在籍状況】

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
在籍児数	3歳	-	-	-	47	65	52
	4歳	74	84	87	76	58	69
	5歳	104	75	91	87	77	57
	計	178	159	178	210	200	178
在籍障害児数	3歳	-	-	-	0	0	0
	4歳	0	0	1	0	0	0
	5歳	0	0	0	1	0	0
	計	0	0	1	1	0	0
加配教諭数	3歳	-	-	-	0	0	0
	4歳	0	0	0	0	0	0
	5歳	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

小学校における特別支援学級の状況は、児童数は平成 21 年度の 21 人から増減しています。

設置校数・学級数はやや減少傾向にあります。児童、生徒の減少などから、市内の小中学校数も閉校により減少しています。

中学校における特別支援学級の状況は、生徒数は 6 人～10 人で推移しており、特別支援学級設置校数は 4 校となっています。(市内の中中学校数は 1 校閉校)

【表 5-3 特別支援学級の状況（小学校）】

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
設置校数(校)	9	7	6	6	6	7
学級数(級)	11	9	8	9	10	10
児童数(人)	21	25	22	16	18	19

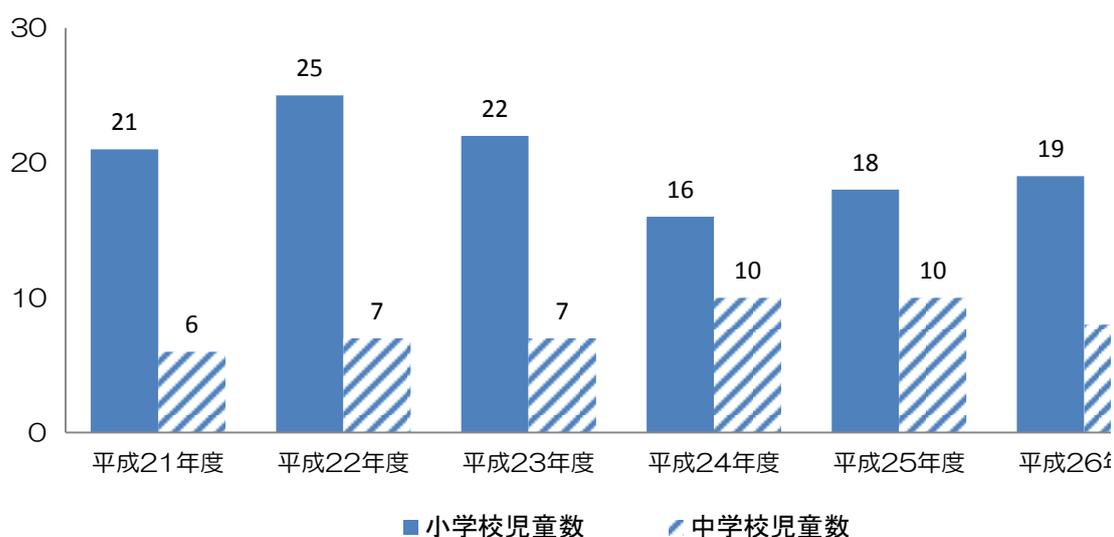
資料：学校教育課（各年度 5 月 1 日現在）

【表 5-4 特別支援学級の状況（中学校）】

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
設置校数(校)	3	4	3	4	4	3
学級数(級)	3	4	3	4	5	4
児童数(人)	6	7	7	10	10	8

資料：学校教育課（各年度 5 月 1 日現在）

【図 5-1 特別支援学級における生徒数の推移】(人)



平成 23 年度末 下和田小学校が閉校し、猿橋小学校と統合

平成 25 年度末 大月一中学校が閉校し、大月東中学校と統合

通常学級において一部特別な対応を要する通級指導教室の児童数は、平成 21 年度以降、増加しており、平成 26 年度では 52 人となっています。

【表 5-5 通級指導教室の状況（小学校）】

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
小学校児童数(人)	38	37	35	47	42	52

資料：学校教育課（各年度 5 月 1 日現在）

※通級指導教室の状況で H 26 年度の児童数は、ことば教室およびあすなろ教室の合計数
ことばの教室（現在 丹波山・小菅と共同設置）

県立やまびこ支援学校及び他の支援学校に入学した大月市の児童・生徒数は、平成 24 年度と平成 25 年度は 12 人でやや多く、26 年度は 8 人となっています。

【表 5-6 支援学校の入学者状況】 (人)

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	やまびこ支援学校	他の支援学校										
幼稚部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小学部	0	1	3	0	0	0	3	0	1	0	1	0
中学部	3	0	3	0	1	0	5	0	7	0	3	0
高等部	5	2	2	0	6	0	4	0	4	0	4	0
計	8	3	8	0	7	0	12	0	12	0	8	0
合計	11		8		7		12		12		8	

資料：県立支援学校（各年度大月市入学者数）

県立やまびこ支援学校に在席している大月市の児童・生徒数は、平成 21 年度においては 27 人ですが、22 年度から 25 年度までは増加しています。

【表 5-7 県立やまびこ支援学校の在学者状況】 (人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
幼稚部	-	-	-	-	-	-
小学部	6	10	10	12	10	8
中学部	10	11	6	9	13	15
高等部	11	13	13	15	16	12
計	27	34	29	36	39	35

資料：県立やまびこ支援学校（各年度 5 月 1 日現在 大月市在学者数）

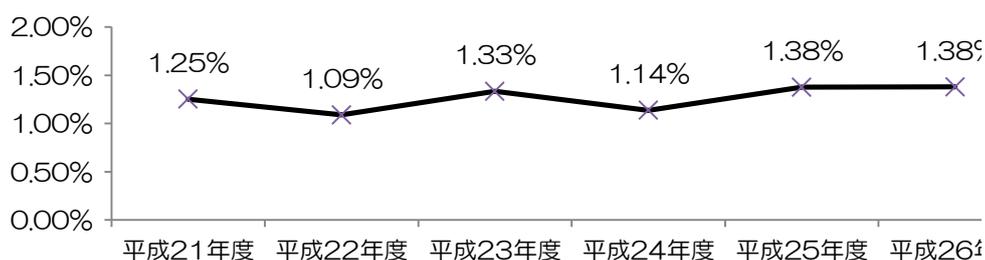
近年の市職員における障害のある人の雇用状況でみると、ほぼ横ばいですが平成19年度以降、職員全体の人数は年々減少しています。一方、知的障害者の雇用については、この5年間に雇用された人はいません。行政機関における法定雇用率は平成25年4月から2.3%となっています。

【表5-8 市職員の障害者雇用状況】

	算定基礎労働者数 (人)	障害者雇用人数(人)		在籍率(%)
		身体障害者	知的障害者	
平成21年度	479	6	0	1.25%
平成22年度	459	5	0	1.09%
平成23年度	450	6	0	1.33%
平成24年度	440	5	0	1.14%
平成25年度	436	6	0	1.38%
平成26年度	435	6	0	1.38%

資料：秘書広報課（年度末）

【図5-2 市の職員における障害者雇用率の推移】



【表5-9 市職員の障害者法定雇用率の状況】

(大月市の障害者の法定雇用率の状況)			
	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数(人)	障害者任免状況通報書によって算定した障害者の数(人)	実雇用率(%)
平成23年	258	8	3.10%
平成24年	246	6	2.44%
平成25年	252	6	2.38%
平成26年	255	8	3.14%

※法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員より、消防吏員は除く。また、教育委員会は別途基準で算出
資料：秘書広報課

平成25年4月からの法定雇用率

国、地方公共団体等 **2.3%**
都道府県等の教育委員会 **2.2%**

ハローワークにおける障害のある人の就職状況は、平成 26 年 7 月 31 日現在の就職件数は身体障害者の 4 件となっています。

また、就職している人数は、身体障害者で 58 人、知的障害者で 31 人、精神障害者で 23 人となっています。障害者の法定雇用率の引き上げ等の影響などもあり、障害のある人の就職件数は、微増しています。

【表 5-9 障害のある人の求人状況】 (人)

平成 26 年の状況	身体障害者	知的障害者	精神障害者
新規求職申込数	0	1	1
就職件数	4	0	0
新規登録者数	0	1	0
有効求職者数	23	4	26
就職中の者	59	31	23
保留中の者	29	21	41

資料：ハローワーク大月（平成 26 年 7 月 31 日現在）



平成 23 年の状況	身体障害者	知的障害者	精神障害者
新規求職申込数	1	0	2
就職件数	0	0	1
新規登録者数	1	0	1
有効求職者数	46	18	34
就職中の者	38	34	12
保留中の者	4	1	2

資料：ハローワーク大月（平成 23 年 7 月 31 日現在）

(6) 難病患者の状況

小児慢性特定疾患医療受給者証所持者は、14人から11人と減少しています。

制度の谷間のない支援の提供を行うため、平成25年の障害者総合支援法施行から、障害者の範囲に難病患者等が追加されました。障害者総合支援法の対象者となっている難病の方に対して、障害福祉サービス等の利用を含め、多様な生活支援をしていく必要があります。

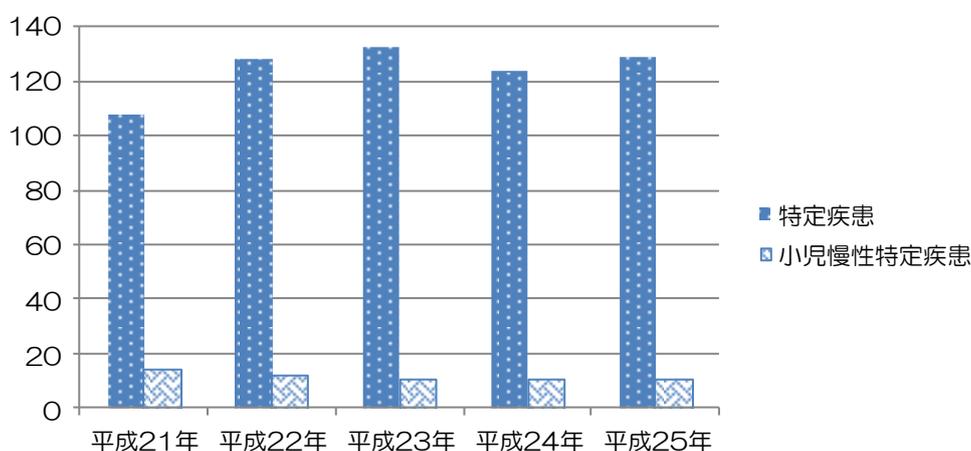
特定疾患医療受給者証所持者数の推移をみると、平成21年度の108人から平成25年度は129人となり、5年間で1.2倍となっています。

また、障害者総合支援法の対象者となっている難病は、現在130疾患ですが、今後難病等の指定が拡大されることから、対象者の増加が見込まれます。

【表 障害のある人の求人状況】 (人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
特定疾患医療費給付受給者	108	128	133	124	129
小児慢性特定疾患医療費給付受給者	14	12	11	11	11

各年3月31日現在 資料：富士東部保健福祉事務所



・特定疾患医療費給付受給者

症例数が少なく、原因不明で、治療方法が確立しておらず、生活面への長期にわたる支障がある疾患疾病を難病と呼び、そのなかで、指定された疾患を特定疾患として、特定疾患医療受給者証の交付を受けている者。

・小児慢性特定疾患医療費給付

子どもの慢性疾患のうち、小児がんなど特定の疾患については、治療期間が長く、医療費負担が高額となります。小児慢性特定疾患医療給付は、児童の健全育成を目的として、患者家庭の医療費の負担軽減につながるよう、医療費の自己負担分を補助するものです。

第3章 計画の基本方針

1 計画の基本的な考え方

(1) 計画の基本理念

障害者自立支援法から平成25年4月に改正された「障害者総合支援法」の基本理念を踏まえ、共生社会を実現するため、すべての障害のある人が可能な限りその身近な場所で必要な日常生活又は社会生活を営むための支援が受けられることにより社会参加機会が確保されること、地域社会において生活する選択の機会が確保される総合的な計画を作成するため、国の障害福祉計画の基本指針に即して策定します。

1 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害のある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害のある人が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けながら、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本的な考えとして、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

2 市を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害のある人が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう、市が実施主体となってサービス等の提供体制を整備する。また、障害福祉サービスの対象となる障害者等の範囲を拡大し、身体障害者、知的障害者及び精神障害者並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障害児とし、サービスの充実を図り、県の広域的な事業や適切な支援等を通じて、地域間で大きな格差のある障害福祉サービスの均てん化を図ります。

3 地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害のある人の自立支援の観点から、福祉施設への入所又は病院への入院からの地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等によるサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、サービス提供体制の整備をします。

4 相談支援体制の充実

障害のある人が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むため、サービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応するための相談支援体制の強化を図ります。

また、サービス等利用計画については、支給決定に先立ち作成されるよう体制の確保に努めます。

5 障害児支援の提供体制の確保

障害児については、教育、保育等の関係機関とも連携を図った上で、児童福祉法に基づく障害児通所支援の整備についても障害福祉計画に定め、障害のある児童及びその家族に対して、効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築に努めます。

(2) 基盤整備に関する基本的な視点

障害福祉サービスの基盤整備にあたっては、この計画の基本理念を踏まえ、以下の目的に基づいて、平成29年度の目標値を設定します。

さらに、その達成に向けた障害福祉サービスの必要量を実績や今後の需要を勘案して見込み、その確保のための方策を定め、サービス提供体制の計画的な整備に努めます。

障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

1 必要な訪問系サービスの充実

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）の充実を図り、地域で生活していくために必要なサービスの充実を図ります。

2 希望する障害のある人への日中活動系サービスの保障

希望する障害のある人に日中活動系サービス（療養介護、生活介護、短期入所、就労移行支援、就労継続支援及び地域活動支援センター）を提供するよう図ります。

3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

地域における居住の場としての共同生活援助（グループホーム）等の充実に努めるとともに、地域移行支援、地域定着支援、自立支援訓練等の推進により、福祉施設の入所や病院の入院から地域生活への移行を進めます。

なお、国が示す地域生活を支援する拠点等の整備を、富士・東部障害福祉圏内に1か所以上整備することを目指します。

4 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大します。

2 障害福祉サービス等の数値目標

障害者総合支援法の基本的な理念である「すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を目指して、「地域生活への移行」や「就労支援」を推進するため、国が定める「基本方針」に基づいて平成 29 年度の数値目標を設定します。

平成 29 年度を目標年度として、以下に掲げる3項目について、それぞれ数値目標を設定します。

数値目標については、国及び山梨県の基本方針を踏まえ、本市の実情に応じて設定しています。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

平成 25 年度末時点において福祉施設に入所している障害のある人60人のうち、3人(5.0%)の地域移行(グループホームや一般住宅等)を目指す目標値を設定し、平成 29 年度の福祉施設入所者を57人と見込みます。

なお、国の指針では、“平成 25 年度末時点の福祉入所者数60人の12%以上が地域生活へ移行し、平成 29 年度の福祉施設入所者数を4%以上の削減をすることを基本目標としています。本市においては、平成 25 年度末に福祉施設に入所している人は60人となっており、目標年度である平成 29 年度末までには8人が地域生活に移行するとともに、福祉施設の入所者も3人削減した57人(削減率=5%)にすることを目指します。

項目	数値	考え方
平成 25 年度末の時点での入所者数(A)	60人	身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、身体障害者更生施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設等の入所者数
平成 29 年度末入所者数(B)	57人	平成 29 年度末時点の見込数
【目標値】 入所者 入所者削減見込(A) - (B)	3人 (5%)	差引減少見込数
【目標値】 地域生活移行数	8人 (13.3%)	平成29年度末までに施設から地域移行する者の数

第1期から第3期(10月1日現在)計画の実績

実績	第1期計画策定時点 (平成 17 年 10 月 1 日)	第2期 (平成 23 年度)	第3期 (平成 26 年 10 月 1 日)
見込数		66人	63人
実績値	71人	66人	61人

(2) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち就労移行支援事業等を通じて、平成 29 年度中に一般就労に移行する障害のある人の数値目標を 2 人と設定します。

国・県の指針では、平成 24 年度の一般就労への移行実績の 2 倍以上を目標としています。本市における平成 24 年度実績はありませんでしたが、就労移行支援等の充実を図り、平成 29 年度において 2 人の福祉施設利用者が一般就労に移行できることを目指します。

項目	数値	考え方
平成 24 年度の一般就労移行者数	0 人	平成 24 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 平成 29 年度の年間一般就労移行者数	2 人	平成 29 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

(3) 就労移行支援事業の利用者数

福祉施設を利用している障害のある人の一般就労への移行を推進するため、国・県の指針では、平成 29 年度末までに平成 25 年度末と比較して就労移行支援事業所の利用者を 6 割以上増加させることを目指すこととしています。

本市における平成 25 年度末の就労移行支援事業の利用者数は 10 人であることから、6 割以上増加することを目指し、平成 29 年度において就労移行支援事業を利用する人数を 16 人に設定します。

<就労移行支援事業の利用者数>

項目	数値	考え方
平成 25 年度末の 就労移行支援事業利用者数	10 人	平成 25 年度末において福祉施設を利用する者の数
【目標値】 就労移行支援事業の利用者数	16 人 (1.6%)	平成 29 年度末において就労移行支援事業を利用する者の数

※ 福祉施設＝生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

計画の内容

1 障害福祉サービス等の見込量と今後の方策

◇障害福祉計画サービスの実績と見込み

(1) 訪問系サービス

見込量の考え方

平成 26 年 4 月～9 月分（上半期）までの利用実績から平成 26 年度の見込みを算出し、平成 24 年度実績から 26 年度の平均伸び率を毎年度の伸び率と仮定して、地域移行の推進を勘案し、平成 29 年度まで見込んでいます。また、行動援護については平成 26 年度現在 1 人の実績があり、今後は同行援護や重度訪問介護等の需要があることを見込んでいます。

①居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援

サービス内容と利用者像

居宅介護	内 容	従来のホームヘルプサービスで、自宅における入浴、排せつ、食事の介護などのサービス
	利用者像	障害の種類は問わず、障害支援区分が区分 1（要支援程度）以上の人
重度訪問介護	内 容	自宅における入浴、排せつ、食事の介護などから、外出時における移動支援などの総合的なサービス
	利用者像	重度の肢体不自由者であって、常時介護を要する人
同行援護	内 容	外出時において、その障害者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを行うサービス 【第 3 期において新設されたサービス】
	利用者像	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人
行動援護	内 容	外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などのサービス
	利用者像	知的障害または精神障害により、行動上著しい困難を有する障害のある人等であって、常時介護を要する人
重度障害者等 包括支援	内 容	居宅介護などの複数の包括的な障害福祉サービス
	利用者像	常に介護を必要とする人たちの中でも、介護の必要性がとて高い人（障害支援区分が区分 6（児童について区分 6 に相当する児）の極めて重度の障害のある人で、筋ジストロフィー・筋萎縮性側索硬化症（ALS）・重症心身障害（児）者・強度行動障害者等）

各年度の実績と見込み

(月当たり)

			第2期			第3期			第4期		
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等 包括支援	時間分	見込値	216	246	281	303	321	339	268	300	331
		実績値	230	233	286	199	181	237			
		進捗率	106.5%	94.7%	101.8%	65.7%	56.4%	69.9%			
	実人員	見込値	18	20	23	24	26	28	17	19	21
		実績値	23	22	23	18	16	15			
		進捗率	127.8%	110.0%	100.0%	75.0%	61.5%	53.6%			

大月市の訪問系サービスにおける必要な見込量確保のための方策

- (1) 福祉施設や事業所等と連携を図り、訪問系サービスの実施主体の確保に努めます。特に、精神障害者や重度障害者に対するサービス実施主体は現状少ないため、対応可能なサービス提供事業所の拡充に努めます。
- (2) 困難事例への対応等を支援するため、ホームヘルパーや訪問看護師等の関係者を含め、必要に応じて相互に情報交換ができる体制づくりに努めます。
- (3) 相談支援事業者の周知を図るとともに、相談支援事業者の活用を促進し、サービス利用の希望者へ障害の程度に応じた必要な訪問系サービスの提供を図ります。
- (4) 地域住民に対する障害理解の普及促進を図り、地域住民による新たな介護力の創出を目指します。

(2) 日中活動系サービス

見込量の考え方

平成26年4月～9月分(上半期)までの利用実績から平成26年度の見込みを算出し、平成24年度実績から26年度の平均伸び率を毎年度の伸び率と仮定して、地域移行者数を勘案し、平成29年度まで見込んでいます。

就労移行支援事業については、伸び率に加えて、国の指針に基づき、平成29年度末の利用者が平成25年度末の利用者から6割以上の増加を見込んでいます。

①生活介護

サービス内容と利用者像

内 容	主に昼間に事業所で、入浴、排せつ、食事の介護などの日常生活上の支援や、生産活動や創作的活動の機会を提供するサービス
利用者像	地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な人で、次のいずれかに該当する人 ① 年齢が50歳未満の場合は、障害支援区分が区分3（要介護2程度）（施設へ入所する場合は区分4（要介護3程度））以上である人 ② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（要介護1程度）（施設へ入所する場合は区分3（要介護2程度））以上である人

各年度の実績と見込み

			(月当たり)								
			第2期			第3期			第4期		
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
生活介護	人 日 分	見込値	462	660	1,144	1,680	1,785	1,890	1,615	1,672	1,729
		実績値	458	695	903	1,591	1,577	1,539			
		進捗率	99.1%	105.3%	78.9%	94.7%	88.3%	81.4%			
	実 人 員	見込値	21	30	52	80	85	90	85	88	91
		実績値	23	34	43	78	83	81			
		進捗率	109.5%	113.3%	82.7%	97.5%	97.6%	90.0%			

② 自立訓練（機能訓練）

サービス内容と利用者像

内 容	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、事業者への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、理学療法士や作業療法士等による身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等のサービス
利用者像	<p>地域生活を営むうえで、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な身体障害者</p> <p>① 入所施設・病院を退所・退院した人で、地域生活への移行等を図るうえで、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人</p> <p>② 盲・ろう・支援学校を卒業した人で、地域生活を営むうえで、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人 等</p>

各年度の実績と見込み

			（月当たり）								
			第2期			第3期			第4期		
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
自立支援 （機能訓練）	人 日 分	見込値	22	22	22	22	22	22	22	22	22
		実績値	31	0	0	13	0	0			
		進捗率	140.9%	0.0%	0.0%	59.1%	0.0%	0.0%			
	実 人 員	見込値	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		実績値	2	0	0	1	0	0			
		進捗率	200.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%			

③ 自立訓練（生活訓練）

サービス内容と利用者像

内 容	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、事業者への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、食事や家事等の日常生活機能を向上するための支援や日常生活上の相談支援のサービス
利用者像	<p>地域生活を営むうえで、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な知的障害者、精神障害者</p> <p>① 入所施設・病院を退所・退院した人で、地域生活への移行を図るうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人</p> <p>② 盲・ろう・支援学校を卒業した人で、地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人 等</p>

各年度の実績と見込み

			(月当たり)								
			第2期			第3期			第4期		
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
自立支援 (生活訓練)	人日分	見込値	0	88	110	22	22	22	22	22	22
		実績値	0	0	0	0	0	0			
		進捗率	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
	実人員	見込値	0	4	5	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	0	0	0	0			
		進捗率	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			

④就労移行支援

サービス内容と利用者像

内 容	定められた期間、事業所における作業や企業における実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援など、就労・定着のために必要な訓練、指導等のサービス
利用者像	一般就労等を希望し、一定期間にわたって知識・能力の向上や実習、職場探し等を通じて適性に合った職場への就労が見込まれる 65 歳未満の人 ① 企業等への就労を希望する人 ② 技術を習得し、在宅で就労・起業を希望する人

各年度の実績と見込み

			(月当たり)								
			第2期			第3期			第4期		
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
就労移行支援	人日分	見込値	66	88	110	130	130	130	204	238	272
		実績値	56	131	130	98	126	164			
		進捗率	84.8%	148.9%	118.2%	75.4%	96.9%	126.2%			
	実人員	見込値	4	7	11	8	8	8	12	14	16
		実績値	3	8	8	7	9	10			
		進捗率	75.0%	114.3%	72.7%	87.5%	112.5%	125.0%			

⑤就労継続支援（A型）

サービス内容と利用者像

内 容	事業所への通所により雇用契約に基づく就労の機会を提供し、就労に向けて必要な知識や能力の向上のために必要な指導や訓練等を行うサービス
利用者像	就労機会の提供を通じて、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な人で、サービス利用開始時に65歳未満の人 ① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人 ② 盲・ろう・支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった人 ③ 企業等を離職した人など就労経験のある人で、現に雇用関係の状態にない人

各年度の実績と見込み

			(月当たり)								
			第2期			第3期			第4期		
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
就労継続支援 (A型)	人日分	見込値	0	22	22	72	90	108	108	126	144
		実績値	0	29	59	51	72	71			
		進捗率	-	131.8%	268.2%	70.8%	80.0%	65.7%			
	実人員	見込値	0	1	1	4	5	6	6	7	8
		実績値	1	2	3	4	4	4			
		進捗率	-	200.0%	300.0%	100.0%	80.0%	66.7%			

⑥就労継続支援（B型）

サービス内容と利用者像

内 容	事業所への通所により就労の機会を提供（雇用契約は結ばない）し、就労に向けて必要な知識や能力の向上のために必要な指導や訓練等を行うサービス
利用者像	就労機会の提供を通じて、生産活動にかかる知識及び能力の向上・維持が期待される人 ① 企業等や就労継続支援事業（A型）での就労経験がある人であって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった人 ② 就労移行支援事業を利用したが、企業等又は就労継続支援事業（A型）の雇用に結びつかなかった人 ③ 上記の①、②に該当しない人で、50歳に達している人、又は試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業（A型）の利用が困難と判断された人

各年度の実績と見込み

			(月当たり)								
			第2期			第3期			第4期		
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
就労継続支援 (B型)	人日分	見込値	462	462	726	665	741	817	714	765	816
		実績値	273	331	589	490	629	663			
		進捗率	59.1%	71.6%	81.1%	73.7%	84.9%	81.2%			
	実人員	見込値	21	21	33	35	39	43	42	45	48
		実績値	14	17	31	35	37	39			
		進捗率	66.7%	81.0%	93.9%	100.0%	94.9%	90.7%			

⑦療養介護

サービス内容と利用者像

内 容	主に昼間に病院や施設で、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護等を行うサービス
利用者像	<p>医療及び常時の介護を必要とする障害のある人のうち、長期の入院による医療的ケアを必要とする人で、次のいずれかに該当する人</p> <p>① 筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者など気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人であって、障害支援区分が区分6（要介護5程度）</p> <p>② 筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって、障害支援区分が区分5（要介護4程度）以上</p>

各年度の実績と見込み

			(月当たり)								
			第2期			第3期			第4期		
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
療養介護	人日分	見込値	0	0	0	210	210	210	275	305	305
		実績値	0	0	0	181	212	244			
		進捗率	-	-	-	86.2%	101.0%	116.2%			
	実人員	見込値	0	0	0	7	7	7	9	10	10
		実績値	0	0	0	6	8	8			
		進捗率	-	-	-	85.7%	114.3%	114.3%			

⑧短期入所

サービス内容と利用者像

内 容	自宅で介護する人が病気やその他の理由により、介護ができなくなった場合、夜間を含めた短期間、施設での入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービス
利用者像	①障害支援区分が区分1以上である障害者 ②障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分が1以上に該当する障害児

各年度の実績と見込み

(月当たり)

		第2期			第3期			第4期			
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
短期入所	人日分	見込値	35	42	49	30	30	30	119	154	182
		実績値	9	30	30	28	28	61			
		進捗率	25.7%	71.4%	61.2%	93.3%	93.3%	203.3%			
	実人員	見込値	5	6	7	5	5	5	17	22	26
		実績値	3	5	5	4	4	13			
		進捗率	60.0%	83.3%	71.4%	80.0%	80.0%	260.0%			

大月市の日中活動系サービスにおける必要な見込量確保のための方策

- (1) 本市にサービスを提供できる福祉施設や事業所等との連携を強め、日中活動系サービスの実施主体の確保に努めます。
- (2) 利用者のニーズを把握してサービス量の拡大を図るとともに、緊急時の短期入所等の利用や医療援助等のニーズに対応したサービス提供が行えるよう努めます。
- (3) 県、障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所（ハローワーク）、支援学校、就労移行支援事業者、企業など、就労関係団体・機関と連携し、東部圏域自立支援協議会を中心としたネットワークを充実します。
- (4) 県との連携の下、東部圏域での退院促進を推進し、精神障害者の地域移行及び就労移行に努めます。

(3) 居住系サービス

見込量の考え方

平成 24 年度から平成 26 年度までの伸び数を踏まえて、グループホームの入所者を見込んでいます。施設入所者数は、毎年の入所施設から地域移行する者及び退院可能障害者を国の指針に基づき、平成 29 年度末の施設入所者が、平成 25 年度末時点から 4% 以上削減するよう見込んでいます。

①共同生活援助（グループホーム）

サービス内容と利用者像

共同生活援助 (グループホーム)	内 容	家事等の日常生活上の支援、日常生活における相談支援や関係機関との連絡調整などを行うサービス
	利用者像	就労又は就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者、精神障害者で、地域において自立した日常生活を営む上で相談等の日常生活上の援助が必要な人

各年度の実績と見込み

			(月当たり)								
			第2期			第3期			第4期		
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
共同生活援助 (平成26年から共同生活介護と一元化)	人 分	見込値	16	18	20	20	24	28	23	25	27
		実績値	19	20	19	17	21	21			
		進捗率	118.8%	111.1%	95.0%	85.0%	87.5%	75.0%			

※平成25年度までは、共同生活介護と共同生活介護を合算した数値

②施設入所支援

サービス内容と利用者像

内 容	夜間や休日に、障害者支援施設において入浴、排せつ、食事の介護など、必要な介護・支援を行うサービス
利用者像	生活介護の利用者のうち障害支援区分が区分4以上の人（50 歳以上の場合は区分3以上）又は自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の利用者

各年度の実績と見込み

(月当たり)

		第2期			第3期			第4期			
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
施設入所支援	人分	見込値	26	39	66	66	65	63	60	58	57
		実績値	24	33	32	62	60	61			
		進捗率	92.3%	84.6%	48.5%	93.9%	92.3%	96.8%			

大月市の居住系サービスにおける必要な見込量確保のための方策

- (1) 居住系サービスの施設整備は、必要量の確保のため、県及び東部圏域の市村と協議のうえ、地域移行との兼ね合いを勘案しながら、整備・調整していきます。
- (2) 市内又は近隣市町村で活動する社会福祉法人やNPO法人等の動向の把握に努め、市内におけるグループホームの設置を、継続的に働きかけていきます。
- (3) 入所者の決定には、審査会を通じて決定する障害支援区分や家庭等の状況を勘案し県と調整しながら、必要な人が利用できるよう努めます。

(4) 相談支援

見込量の考え方

計画相談支援については、国の考え方を踏まえ障害福祉サービス及び地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者数すべてを見込んでいます。

なお、新規サービス等利用計画作成に関する支援だけでなく、モニタリングも含めた計画相談支援の見込量となるため、すべての福祉サービス利用者に計画を作成する最終年度となる平成 26 年度の実績見込みからサービス利用者の増加を勘案し算出しています。

地域移行支援については、福祉施設の入所者及び入院中の精神障害者の人数や地域生活への移行者数等を勘案して見込んでいます。地域定着支援については、地域生活への移行者数等を勘案して見込んでいます。

①相談支援

サービス内容と利用者像

計画相談支援		内 容	障害者の利用するサービスの内容等を定めたサービス利用計画の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行うサービス
		利用者像	障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障害のある人若しくは障害のある子ども
地域相談支援	地域移行支援	内 容	住居の確保や地域生活への移行に関する相談や援助を行うサービス
		利用者像	障害者支援施設等に入所している障害のある人、又は精神科病院に入院している精神障害のある人
	地域定着支援	内 容	常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応などを行うサービス
		利用者像	居宅において単身で生活する人や同居している家族による支援を受けられない人

各年度の実績と見込み

単位:月/人

		第2期			第3期			第4期			
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
相談支援	人分	計画相談支援見込値				5	3	3	25	28	31
		実績値				0.5	8	18			
		地域移行支援見込値				1	1	1	1	2	3
		実績値	1	1	2	0	0	0			
		地域定着支援見込値				1	1	1	1	2	3
		実績値				0	0	0			
		見込値合計				7	5	5	27	32	37
		相談支援実績値	0	0	0	1	8	18			
		進捗率	0%	0%	0%	10%	267%	600%			

大月市の相談支援における必要な見込量確保のための方策

- (1) サービス等利用計画の作成を促進するため、特定相談支援事業所の増加及び相談支援専門員の人材の確保に努めます。
- (2) ケアマネジメントにより、対象者にきめ細かく支援するとともに、個々の利用者実情に応じたモニタリングの実施に努めます。
- (3) 医療機関からの退院者及び福祉施設からの退所者が、地域での生活にスムーズに移行できるよう、退院者・退所者の支援に努めます。

(5) 児童福祉法に基づく障害児支援サービス

見込量の考え方

平成 26 年 4 月～9 月分（上半期）までの利用実績から平成 26 年度の見込みを算出し、平成 24 年度から平成 26 年度までの実績を踏まえて、支援学校を卒業する児童の人数等を勘案し、平成 29 年度まで見込んでいます。

サービス内容と利用者像

放課後等 デイサービス	内 容	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。
	利用者像	学校教育法第 1 条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児。
医療型児童 発達支援	内 容	児童発達支援及び治療を行う。
	利用者像	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児。
児童発達支援	内 容	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。
	利用者像	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児。具体的には次のような例が考えられる。 ①市町村等が行う乳幼児健診等で療育の必要性があると認められた児童 ②保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて、指定児童発達支援事業所において、専門的な療育・訓練を受ける必要があると認められた児童
保育所等訪問支援	内 容	障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。
	利用者像	児童が集団生活を営む施設（保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園など）に通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた児童
障害児相談支援	内 容	障害のある児童について、障害児通所支援を利用するため、児童の心身の状況や通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、相談支援専門員が「障害児支援利用計画」を作成し、検証する相談支援を提供する。
	利用者像	通所給付の決定の申請若しくは変更の申請に係る障害のある児童の保護者

各年度の実績と見込み

(月当たり)

			第2期			第3期			第4期		
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
放課後等 デイサービス	人日分	見込値	7	7	7	140	140	140	247	260	273
		実績値	7	133	140	195	231	240			
		進捗率	100.0%	1900.0%	2000.0%	139.3%	165.0%	171.4%			
	実人員	見込値	2	2	2	12	17	12	19	20	21
		実績値	3	11	12	17	17	18			
		進捗率	150.0%	550.0%	600.0%	141.7%	100.0%	150.0%			
医療型児童発 達発達支援	人日分	見込値	—	—	—	/	/	/	1	1	1
		実績値	—	—	—	0	0	0			
		進捗率	—	—	—	—	—	—			
	実人員	見込値	—	—	—	/	/	/	1	1	1
		実績値	—	—	—	0	0	0			
		進捗率	—	—	—	—	—	—			
児童発達支援	人日分	見込値	—	—	—	/	/	/	15	30	30
		実績値	—	—	—	12	11	0			
		進捗率	—	—	—	—	—	—			
	実人員	見込値	—	—	—	/	/	/	1	2	2
		実績値	—	—	—	1	1	0			
		進捗率	—	—	—	—	—	—			
保育所等訪問 支援	人日分	見込値	—	—	—	/	/	/	1	1	1
		実績値	—	—	—	0	0	0			
		進捗率	—	—	—	—	—	—			
	実人員	見込値	—	—	—	/	/	/	1	1	1
		実績値	—	—	—	0	0	0			
		進捗率	—	—	—	—	—	—			
障害児 相談支援	実人員	見込値	—	—	—	/	/	/	3	3	3
		実績値	—	—	—	—	1	3			
		進捗率	—	—	—	—	—	—			

※ 障害児通所支援は児童福祉法の改正により、平成24年度から市町村におけるサービスを開始。第4期から計画策定。

大月市の障害児支援サービスにおける必要な見込量確保のための方策

- (1) 障害児が必要な支援を受けることができるよう療育の場の拡充に努めます。
- (2) サービス提供事業所や保健師等と連携し、支援体制を整えます。
- (3) 最も需要のある放課後等デイサービスに対応できるよう、充実したサービス提供体制を整備、拡充します。
- (4) 障害のある児童の環境、身体の状態に合わせ、障害児通所支援の利用に関する意向やその他の事情を勘案した「障害児支援利用計画案」を作成するため、指定障害児相談支援事業所や指定障害児通所支援事業所と連絡調整し、サービス提供体制の整備に努めます。

2 地域生活支援事業の見込量と今後の方策

(1) 地域生活支援事業の概要

【目的】

障害のある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施することを目的としています。

【事業内容】

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、自治体の判断で実施することができるその他の事業とがあります。

本市では以下の事業を、第4期計画における地域生活支援事業として実施します。

必須事業	①相談支援事業
	②成年後見制度利用支援事業
	③ 意思疎通支援事業
	④日常生活用具給付等事業
	⑤ 移動支援事業
	⑥手話奉仕員養成研修事業
	⑦地域活動支援センター事業
	⑧ 理解促進・啓発事業
その他の事業（任意）	①更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業
	②日中一時支援事業
	③ 社会参加促進事業
	④ 訪問入浴サービス事業
	⑤ 自動車改造費助成事業

【利用者負担】

日常生活用具給付等事業、移動支援事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業については、利用者負担（1割負担）があります。それ以外の事業に関しては、利用者負担はありません。

見込量の考え方

平成 25 年度実績と平成 26 年度の上半期見込量を用いて、毎年度の伸び率を勘案して、平成 29 年度まで見込んでいます。

(2) 必須事業

① 相談支援事業

サービス内容と対象者

障害者 相談支援事業	内 容	<p>障害のある人、障害のある人の保護者や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等、障害者の権利擁護のために必要な援助を行います。</p> <p>(1) 福祉サービスの情報提供や相談等、利用援助に関する業務 (2) 社会資源を活用するための支援に関する業務 (3) 社会生活力を高めるための支援に関する業務 (4) ピアカウンセリングに関する業務 (5) 権利の擁護のために必要な支援に関する業務 (6) 専門機関の紹介に関する業務</p> <p>また、障害者相談支援事業を効果的に実施するために、東部圏域自立支援協議会が設置されており、主な役割としては、相談支援事業の運営評価等の実施、困難事例への対応のあり方の協議等、地域の関係機関によるネットワークに関することなどを行います。</p>
	対 象 者	障害のある人、障害のある人の保護者や介護者

各年度の実績と見込み

(箇所)

		第2期			第3期			第4期		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
障害者相談 支援事業	見込値	1	1	1	1	1	1	2	2	2
	実績値	1	1	1	1	1	2			
	進捗率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	200.0%			

必要な見込量確保のための方策

- (1) 公正・公平な相談支援事業を実施していくため、地域の関係機関との連携を強化して、東部圏域自立支援協議会（都留市・大月市・上野原市・道志村の3市1村で設置）等を活用し、相談支援体制の充実に努めます。
- (2) 一般的な相談支援事業に加え、地域移行・地域定着の促進の取組み等、地域の相談支援体制の機能強化を図るため、基幹相談支援センター等の設置に努めます。

② 成年後見制度利用支援事業

サービス内容と対象者

内 容	障害により判断能力が不十分な人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障害者の権利擁護を図る。
対 象 者	障害福祉サービスを利用し、又は利用しようとする知的障害者又は精神障害者であり、後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者

各年度の実績と見込み

(年当り実利用件数)

		第2期			第3期			第4期		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
成年後見制度支援事業	見込値							1	1	2
	実績値	0	0	0	0	0	0			
	進捗率									

必要な見込量確保のための方策

- (1) 成年後見制度利用支援事業については、平成 25 年度までの利用はありませんでしたが、今後、福祉施設及び病院からの地域移行を促進する上で、ニーズの増加が考えられます。潜在的なニーズを把握するとともに、本事業が必要とされる利用者への情報提供を行います。

③ 意思疎通支援事業

サービス内容と対象者

内 容	手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。
対 象 者	聴覚障害及び音声または言語機能の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人

各年度の実績と見込み

(年当り)

		第2期			第3期			第4期			
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
意思疎通 支援事業	手 設 置 通 訳 事 業	見込値	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	0	0	0			
		進捗率	—	—	—	—	—	—			
	約手 筆 通 訳 者 派 遣 事 業 及 び 要	見込値	7	7	7	9	9	9	20	21	22
		実績値	7	9	9	15	18	19			
		進捗率	100.0%	128.6%	128.6%	166.7%	200.0%	211.1%			

必要な見込量確保のための方策

- (1) 手話通訳者の派遣事業については、山梨県立聴覚障害者情報センターに委託し、円滑な事業を実施してまいります。
- (2) 意思疎通支援事業の周知を図り、サービスの利用を促進します。
- (3) 手話通訳者等を必要とする聴覚障害者等の把握に努め、障害者手帳を交付する際に、サービスの内容等を丁寧に説明し、利用の促進を図ります。

④ 日常生活用具給付等事業

サービス内容と対象者

内 容	<p>障害の種類、程度に応じて日常生活用具の給付をすることにより、日常生活の便宜と福祉の増進を図ります。</p> <p>介護訓練支援用具：身体介護を支援する用具 自立生活支援用具：入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具 在宅療養等支援用具：在宅療養等を支援する用具 情報・意思疎通支援用具：情報収集、意思伝達や意思疎通等を支援する用具 排泄管理支援用具：排泄管理を支援する用具 住宅生活動作補助用具：居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの</p>
対 象 者	重度の身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者及び難病者で当該用具を必要とする人

各年度の実績と見込み

		(年当り)								
		第2期			第3期			第4期		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
合計(件数)	見込値	—	—	—	134	142	150	154	160	165
	実績値	95	124	120	123	155	127			
	進捗率	—	—	—	91.8%	109.2%	84.7%			
①介護・訓練支援用具	見込値	—	—	—	5	6	7	2	2	2
	実績値	2	0	2	0	1	1			
②自立生活支援用具	見込値	—	—	—	5	6	7	3	3	3
	実績値	2	6	2	0	5	2			
③在宅療養等支援用具	見込値	—	—	—	3	3	3	3	3	3
	実績値	0	3	1	1	4	1			
④情報・意思疎通支援用具	見込値	—	—	—	5	6	7	1	1	1
	実績値	8	11	4	1	3	1			
⑤排泄管理支援用具	見込値	—	—	—	115	120	125	144	150	155
	実績値	83	104	110	120	143	122			
⑥住宅生活動作補助 (住宅改修費)	見込値	—	—	—	1	1	1	1	1	1
	実績値	0	0	1	1	1	0			

必要な見込量確保のための方策

- (1) 日常生活用具の利用希望者の把握に努め、サービスを必要としている重度の障害のある人に、適切な用具が給付できるよう、日常生活用具の情報提供に努めます。特に、障害者手帳交付時に、対象者への周知を図ります。また、事業者に対しても情報提供を行い、多様な事業者の参入促進を図ります。

⑤ 移動支援事業

サービス内容と対象者

内 容	移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。移動支援には、個別支援とグループ支援があり、目的に応じて利用することができます。
対 象 者	障害のある人で、本市が外出時に移動の支援が必要と認めた人

各年度の実績と見込み

			(月当たり)								
			第2期			第3期			第4期		
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
移動支援事業	実利用者数	見込値	13	16	19	12	13	14	8	8	8
		実績値	13	11	12	7	8	5			
		進捗率	100.0%	68.8%	63.2%	58.3%	61.5%	35.7%			
	延利用時間	見込値	416	512	608	300	320	340	180	180	180
		実績値	369	273	300	196	192	100			
		進捗率	88.7%	53.3%	49.3%	65.3%	60.0%	29.4%			

必要な見込量確保のための方策

- (1) 障害のある人の社会参加や余暇活動を促進させるために、移動支援事業の周知を図り、サービスの利用を促進します。
- (2) 受給者証交付時に聴き取りを行うなどして状況把握に努め、移動支援事業の必要量を的確に把握し、サービスを必要とする障害のある人へ、適切にサービスが提供できる体制の確保に努めます。
- (3) 事業者に対して情報提供を行い、多様な事業者の参入促進を図ります。

⑥ 手話奉仕員養成研修事業

サービス内容と対象者

内 容	意思疎通を図ることに支障がある障害者等の支援や交流活動の促進のため、手話で日常生活に必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成する。
対 象 者	聴覚障害者の自立及び社会参加の促進に理解を有し、手話奉仕員として活動する意思のある者

各年度の実績と見込み

			(年当たり)								
			第2期			第3期			第4期		
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
手話奉仕委員養成研修事業	利用者数	見込値	—	—	—	—	—	—	15	15	15
		実績値	—	—	—	—	—	18			
		進捗率	—	—	—	—	—	—			

必要な見込量確保のための方策

- (1) 手話に対する理解を広め、意思疎通支援のための日常生活に必要な手話の技術を獲得した奉仕員の増員を図ります。
- (2) ニーズに対応できる体制の確保のため、社会福祉法人等と連携し事業の促進に努めます。

⑦地域活動支援センター事業

サービス内容と対象者

内 容	通所による創作活動、機能訓練、社会適応訓練及び入浴等のサービスを提供して、障害のある人の自立と社会参加を目的とした支援を行います。 基 礎 的 事 業：利用者に対し創作的作業、生産活動の機会の情報提供 機能強化事業：通所による小規模な作業所の運営と日常生活及び就労の支援を行う事業
対 象 者	医師により発達に障害があると診断された人を含む障害のある人で、地域において就労及び雇用されることが困難な人

各年度の実績と見込み

			第2期			第3期			第4期		
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
地域活動支援センター事業	箇 所 数	見込値	2	2	2	2	2	2	2	2	2
		実績値	2	2	2	2	2	2			
		進捗率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%			
	利 用 者 数	見込値	31	31	31	28	28	28	23	24	25
		実績値	35	32	31	22	24	21			
		進捗率	112.9%	103.2%	100.0%	78.6%	85.7%	75.0%			

※第2期は登録者数、第3期からは実利用者数

必要な見込量確保のための方策

- (1) 障害の特性に合わせた活動を提供し、地域生活を営んでいる障害のある人が、より多く地域活動支援センターに通うことができるよう努めます。
- (2) 現在、本市は地域活動支援センターをNPO等に委託し2箇所で実施しています。本人のニーズに合ったサービスの利用を可能にし、自立と社会参加を支援する地域活動支援センターの役割は大きく、今後も継続的な支援に努めます。
- (3) 小規模作業所の運営や日常生活及び就労の支援等の促進を図るため、NPO等と連携し、職員の資質向上に努めます。

⑧理解促進研修・啓発事業

サービス内容と対象者

内 容	日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害のある人の理解を深めるための研修・啓発・広報活動等を市町村が実施する
対 象 者	地域社会の住民

各年度の実績と見込み

		第2期			第3期			第4期		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
理解促進研修・啓発事業	見込値	0	0	0	0	0	0	1	1	1
	実績値	0	0	0	0	0	0			
	進捗率	—	—	—	—	—	—			

必要な見込量確保のための方策

- (1) 市の広報やホームページを活用し、障害のある人に対する理解のための地域住民への啓発等に努めます。
- (2) 事業所等と連携して、事業所訪問の機会や、障害特性の理解のための教室の開催等、障害のある人への理解を深める研修の実施に努めます。

(3) その他の事業

① 更生訓練費及び施設入所者就職支度金給付事業

サービス内容と対象者

内 容	身体障害者更生援護施設・授産施設に入所している障害者の社会復帰の促進を図るために更生訓練費を支給します。また、更生訓練を終了し、就職又は自営により施設を退所することになった障害者に施設入所者就職支度金を給付します。
対 象 者	更生訓練費は、施設において、自立訓練又は就労移行支援を受けている人 施設入所者就職支度金給付は、更生訓練終了若しくは就労移行支援事業又は就労継続支援事業を利用し、就職もしくは自営により施設を退所することになった人

各年度の実績と見込み

		第2期			第3期			第4期		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
更生訓練費及び施設入所者就職支度金給付事業	見込値	2	2	2	0	0	0	2	2	2
	実績値	2	2	2	1	2	1			
	進捗率	100.0%	100.0%	100.0%	—	—	—			

必要な見込量確保のための方策

- (1) 更生訓練費の対象者は見込んでいませんが、対象者が生じた際は、障害福祉サービス事業所の就労移行支援事業、自立訓練事業への移行を支援します。
- (2) 施設入所者就職支度金給付事業についても対象者は見込んでいませんが、対象者が生じた際は、雇用支援やハローワークとの連携により就労移行を進めるよう事業者に対して働きかけます。

② 日中一時支援事業

サービス内容と対象者

内 容	障害のある人の日中における活動の場を確保し、障害のある人の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に実施します。
対 象 者	日中において看護する人がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と本市が認めた障害のある人

各年度の実績と見込み

(月当たり)

			第2期			第3期			第4期		
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
日中一時 支援事業	箇所数	見込値	9	9	9	10	10	10	5	6	6
		実績値	9	9	9	5	3	4			
		進捗率	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	30.0%	40.0%			
	実利用者数	見込値	25	27	29	12	14	16	10	11	12
		実績値	8	6	10	7	9	9			
		進捗率	32.0%	22.2%	34.5%	58.3%	64.3%	56.3%			

必要な見込量確保のための方策

- (1) 市のホームページや広報紙などを通じて、サービスの周知を図るとともに、申請時に状況の聴き取りを行うなどして、利用者のニーズの把握に努めます。

③ 社会参加促進事業

サービス内容と対象者

内 容	スポーツ・芸術文化活動など、様々な活動を行うことにより、障害のある人の社会参加を促進します。
対 象 者	障害のある人とその家族

各年度の実績と見込み

(箇所)

		第2期			第3期			第4期		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
社会参加促進事業	見込値	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	実績値	1	1	1	1	1	1			
	進捗率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%			

必要な見込量確保のための方策

- (1) 障害のある人の社会参加を促進することを目的に、大月市社会福祉協議会に委託して実施しています。第4期計画においても、本事業を継続実施するとともに、より多くの障害のある人が参加できるよう、事業の推進を図ります。
- (2) 利用者に対し、広報などによる周知を図るとともに、適正な事業運営を進めていきます。

④ 訪問入浴サービス事業

サービス内容と対象者

内 容	身体障害者（児）の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。
対 象 者	居宅において、入浴が困難な在宅の身体障害者（児）

各年度の実績と見込み

(月当たり)

		第2期			第3期			第4期			
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
訪問入浴 サービス事業	箇 所 数	見込値	1	1	1	1	1	1	1	1	
		実績値	1	1	1	1	1	1			
		進捗率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%			
	実 利 用 者 数	見込値	2	2	2	4	4	4	4	4	4
		実績値	3	3	4	4	2	3			
		進捗率	150.0%	150.0%	200.0%	100.0%	50.0%	75.0%			

必要な見込み量確保のための方策

- (1) 居宅における身体障害者(児)の生活を支援することを目的に、大月市社会福祉協議会に委託して実施しています。第4期計画においても、訪問入浴サービス事業を継続実施するとともに、利用者のニーズの把握に努めます。

⑤ 自動車改造費助成事業

サービス内容と対象者

内 容	身体障害者自らが運転する自動車の改造に要する経費の一部を助成します。
対 象 者	身体障害者手帳の交付を受けている満 18 歳以上の肢体不自由者であって、障害の程度が1級又は2級の者（所得制限あり）

各年度の実績と見込み

(年当り)

		第2期			第3期			第4期		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
自動車改造費助成事業	見込値	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	実績値	0	1	1	0	1	0			
	進捗率	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%				

必要な見込量確保のための方策

- (1) 市のホームページや広報紙などを通じて、サービスの周知に図るとともに、適正な事業運営を今後も進めていきます。

第2章 計画の推進体制

計画の進行管理と評価

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認める時は、計画を変更すること、その他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされています。

第4期障害福祉計画の推進に当たり、国の指針では、『各年度において、成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら計画の中間評価を行う必要がある』としていることから、実行年度の翌年に計画の進捗状況を点検・評価しその結果に基づいて所要の対策を講じていくこととします。

このような事業の実施状況の確認等にあたっては、指定相談事業者、福祉サービス事業者、保健・福祉・医療、学校、企業、高齢者介護等の関係機関、障害者当事者及び障害者団体と連携して取り組み、計画の推進に努めます。

※「成果目標」とは、障害福祉サービス等の提供体制確保の一環として、基本指針の中で、基本理念等を踏まえて国全体で達成すべき目標として設定するもの。

PDCAサイクル

- 「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。
- 業務を進めていくうえで、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへと繋げていく過程は、業務の質を高めていくうえで重要となります。

■障害福祉計画におけるPDCAの実施状況

(PDCAサイクルのイメージ)

